

全ト協発第294号(企)

令和4年9月13日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

標準的な運賃に係る海上コンテナ輸送の割増率について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省から、令和2年4月に告示された「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」に関し、海上コンテナ輸送の割増率が別添のとおり示されました。

つきましては、本内容について、会員事業者に対し周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、別途、貴協会海上コンテナ部会に対し周知することを申し添えます。

敬具

【添付資料】

- 「海上コンテナ輸送の割増率について」（通達）
（令和4年9月7日 国自貨第67号の2）

【参考資料】

- 「海上コンテナ輸送の割増率について」（通達）
（令和4年9月7日 国自貨第67号）

<本件問合せ先>

TEL：03-3354-1037（企画部）

国自貨第 67 号
令和 4 年 9 月 7 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長
沖 縄 綜 合 事 務 局 運 輸 部 長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20 t クラス）」の「4割増」となること。

国自貨第 67 号の 2
令和 4 年 9 月 7 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20 tクラス）」の「4割増」となること。